

意見書

— 通達と条例の関係に関する法的整理 —

NPO法人QOLを考える会

理事長 曾川郁夫

1. はじめに

本法人は、被保険者である市民の立場を代弁し、医療行政の適正な運営を求める活動を行っております。ここに、厚生労働省の通達と地方自治体の条例との関係について、法的観点から整理した意見を示します。

2. 法的優先順位

日本の法体系における規範の優先関係は以下のとおりです。

- 憲法
- 法律（例：健康保険法）
- 政令・省令
- 地方自治体の条例（法律の範囲内）
- 厚生労働省通達（行政内部の指針）

このとおり、条例は法律の範囲で住民を直接拘束し得る法規範であり、通達はこれを超えて国民や自治体を拘束する効力を持ちません。

3. 通達の法的性質

厚労省の通達は、健康保険法等の適用・解釈に関する行政内部の運用基準にすぎません。最高裁判所も「通達は国民に直接の法的拘束力を有しない」と繰り返し判示しています（昭和50年10月15日判決ほか）。

4. 行政不服審査における実例

当法人は過去に3件の行政不服審査を通じて、自治体が「通達に基づく」として行った処分が、健康保険法および条例の趣旨を逸脱しているとして棄却された実績を有しています。これらの事例は、通達依存の形式的な運用が、行政庁の裁量権逸脱・濫用と評価され得ることを示しています。

5. 結論

- 通達は法規範ではなく、法律や条例を超えて国民を拘束することはできません。
 - 自治体の処分が通達に基づいていても、それが法律や条例の趣旨に反すれば違法とされ得ます。
 - したがって、市民や被保険者の権利を守る上では、健康保険法および地方自治法に基づく条例こそが優先されるべき規範です。
-

6. 市民への呼びかけ

私たちは、市民のQOLを守るため、今後も行政手続きの適正化を求め続けます。万一、通達を根拠に不利益な処分を受けた場合には、行政不服審査を通じて法的救済を求める道があることを、広く市民の皆様にお伝えいたします。